

法務少年支援センター(少年鑑別所)の 地域援助業務

非行、親子関係、職場・学校でのトラブル等
悩みを抱え込んでいませんか？



■ 心理相談

例:息子の夜遊びや家財持ち出しに悩むお母さん、
イライラが続き、気持ちのコントロールに悩む
中学生 等



■ 研修・講演

テーマ例:「最近の非行少年の特徴」、
「思春期の子供の理解と望ましい接し方」等



*その他、相談内容に合わせた支援を、
心理学等を専門とするスタッフが行
います。

全国共通相談ダイヤル
(関東甲信越12か所)

0570-085-085

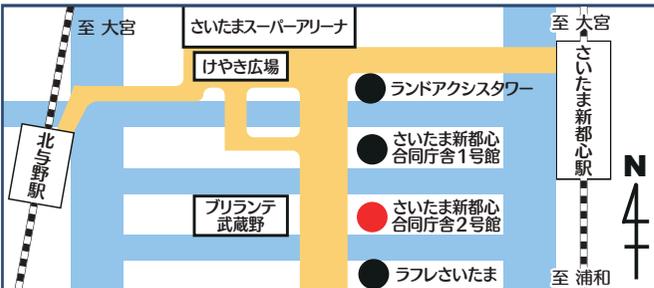
さいたま法務少年支援センターでは、さいたま少年鑑別所のほか、さいたま新都心駅から徒歩4分の東京矯正管区にサテライトを設置しています。

矯正広報ブースを設置しています



東京矯正管区では、矯正の過去、そして現在を伝えるための広報ブースを新設しています。広報ブースでは、全国の刑務所の写真を数多く撮影された写真家の故・外山ひとみ氏の写真や矯正に関する書籍を中心に、貴重な資料を数多く揃えております。

また、法務少年支援センターのサテライトとしても使用しています。



東京矯正管区は、

関東1都6県に新潟県、長野県、山梨県及び静岡県を加えた地域に所在する矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院)の適切な運営管理を担う法務省の機関であり、以下の業務も担っています。

矯正施設で勤務する職員の募集



● 刑事施設(刑務所又は拘置所)に勤務する
刑務官



● 主に少年院、少年鑑別所に勤務する専門職員
法務教官



● 心理学の専門性を発揮し、面接や心理検査などを行い、主に刑事施設、少年鑑別所に勤務する専門職員
矯正心理専門職

などを募集しています。

矯正施設で働く医師の募集



矯正医官は、刑務所等の矯正施設において、被収容者の診療や健康管理などを行う医師で、法務省に所属する国家公務員です。

矯正施設では、法律に基づき、被収容者を拘禁しているため、医療・健康管理は国の責務とされています。

矯正施設は、病院や診療所として承認されており、多数の医療スタッフ(医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等)が勤務しています。

法務省東京矯正管区

〒330-9723

さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館13階・1階

☎:048-600-1500(代表) FAX: 048-600-1505

✉:tokyokanku@cccs.moj.go.jp



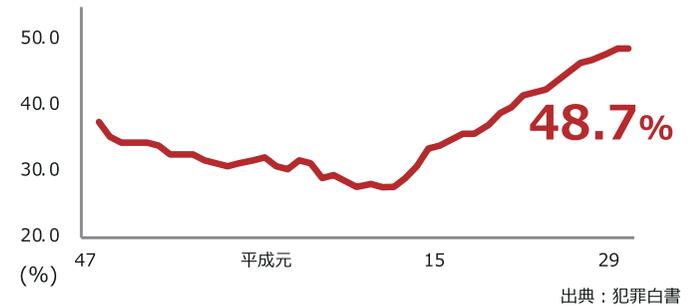
東京矯正管区

は、
刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所と
安全・安心な社会のため 地域と共に
に向けて取り組んでいます



©外山ひとみ

なぜ 再犯の防止なの？

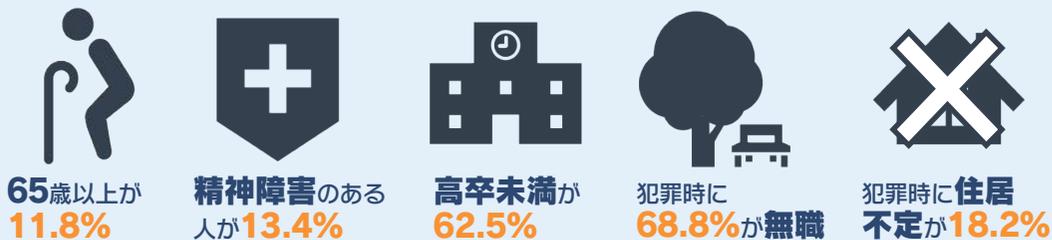


刑法犯の認知件数は、戦後最少まで減りましたが、検挙人員に占める再犯者の割合は約5割を占め、引き続き上昇傾向にあり、**再犯の防止に取り組むことが、犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現には必要です。**

再犯の防止は、刑事司法関係機関による取組のみでは限界があり、国、地方公共団体、民間団体が一丸となって、**息の長い支援を実施することが重要**です。

受刑者の特徴

(平成29年矯正統計年報)



再犯防止・立ち直りに向けた 国・地方連携による「息の長い支援」の実現

犯罪や非行をした人の中には、様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

刑務所等での指導・支援

- 作業・職業訓練
- 性犯罪、薬物などの指導
- 福祉等へつなぐための支援



刑事手続を離れた後は、地方公共団体が中心となり、一般市民を対象として提供されている各種のサービスを通じて支援がなされることで、再犯を防止することが期待されます。

地域の支援



就労の確保



住居の確保



保険医療・福祉サービスの提供



修学の支援

受刑者等の採用相談窓口

雇用から始まる社会貢献
法務省が応援します



お問い合わせは
フリーダイヤルで



つなぐ コレワーク
0120-29-5089

受付時間
10:00～17:00
(平日のみ)

東京矯正管区に**コレワーク東日本**が設置されています。仕事の有無で再犯率に約**3倍**の差がある中、社会貢献の一つとしてお気軽にご相談ください。

熊本地震における熊本刑務所等による被災地支援の状況



避難所提供



炊き出し

矯正施設では、地域の防災拠点として活用いただくなど、地域社会との共生に取り組んでいます。